

令和5年度医療勤務環境改善マネジメントシステム導入支援事業実施要領

1 目的

医療機関がP D C Aサイクルを実行して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を導入するための支援を行うことで、医療機関の勤務環境改善の向上を図ることを目的とします。また、本事業による支援を受けた医療機関が、その後、自主的に勤務環境改善に取り組める環境を整備することを目的とします。

2 実施主体

神奈川県

3 支援対象の医療機関

支援対象の医療機関は、本要領に基づき、勤務環境改善マネジメントシステムを導入する意欲のある神奈川県内の医療機関とし、令和5年度は1医療機関程度を募集します。

4 支援内容

神奈川県が専門家（公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会神奈川県支部に所属する医業経営アドバイザー（以下、「医業経営アドバイザー」という。））を医療機関に派遣し、「勤務環境改善マネジメントシステム」の導入、同システムを活用しながら課題を解決するための取組、取組を評価・改善するための支援を、別紙1に基づき行います。

5 費用

医業経営アドバイザーの派遣に係る経費は神奈川県が負担します。

6 派遣回数・派遣期間

医業経営アドバイザーの派遣回数・派遣期間は、別紙1に基づき、令和5年5月から令和6年3月までの間に、原則として月1回程度、全7回程度とします。

7 事業の流れ

(1) 支援の申込

本事業による支援を希望する医療機関は、必ず管理者の理解・了承を得たうえで、令和5年4月27日（木）までに別紙2を神奈川県に提出します。

(2) 医療機関の選定

別紙2を受理した神奈川県は、日本医業経営コンサルタント協会神奈川県支部と協議し、支援する医療機関を選定します。なお、選定の結果は令和5年5月中にお知らせする予定です。

(3) 支援の実施

神奈川県は、選定した医療機関に対して、別紙1に基づき令和5年5月から支援を行います。

(4) 取組結果の報告

支援を受けた医療機関は別紙1に基づき、取組内容の成果を日本医業経営コンサルタント協会神奈川県支部に提出します。

(5) その他

支援を受けた医療機関は、本事業で実施した取組内容について、神奈川県が行う次の事業に協力していただきます。なお、公表にあたり、医療機関名等の個人情報に関する内容については事前に相談します。

ア 取組内容の調査、公表

イ 研修会等での発表

ウ 神奈川県ホームページ等での紹介

8 申込にあたっての留意事項

- (1) 本事業は、医療法をはじめ、厚生労働省「医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き（平成31年3月版）、医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（平成26年9月26日付け厚生労働省告示第376号）等に基づき、神奈川県が実施するものです。
- (2) 本事業による取組の主体は医療機関であり、医業経営アドバイザーは当該医療機関の補佐的な立場です。このため、医業経営アドバイザーのアドバイス等を参考に、医療機関は自主的・主体的・積極的に考え、取り組む必要があります。
- (3) 医療機関の管理者と各職員が前項のことを十分に理解し、当該医療機関において共通の目的をもって取り組まなければよい成果を得ることは難しいため、本事業に選択された場合は、医療機関内での各職員の意識の醸成を図る必要があります。
- (4) 本事業はマネジメントシステムの導入支援が目的ですので、マネジメントシステム導入後に派生して、新たにコンサルタント業務が必要な場合にあっては、当該医療機関の責任により実施していただくことになります。

9 その他

この要領に定めのない事項については、神奈川県が別に定めます。